

第百九回国参議院内閣委員会會議録第六号

昭和六十二年九月十七日(木曜日)
午前十一時開会

委員の異動

九月十一日

井上 計君

補欠選任
柳澤 鍊造君

九月十四日

野田 哲君

補欠選任
鈴木 和美君

九月十六日

鈴木 和美君

補欠選任
野田 哲君

出席者は左のとおり。

委員長

名尾 良孝君

理事

板垣 正君

委員

大島 友治君

岡田 広君

亀長 友義君

小島 静馬君

古賀雷四郎君

永野 茂門君

堀江 正夫君

小野 明君

野田 哲君

飯田 忠雄君

峯山 昭範君

吉川 春子君

柳澤 鍊造君

政府委員

(国務大臣
防衛庁長官)

栗原 祐幸君

内閣官房内閣安

佐々 淳行君

兼内閣総理大臣

瀨木 博基君

官房安全保障室

古川 武温君

防衛庁参事官

児玉 良雄君

防衛庁参事官

簡井 良三君

防衛庁参事官

依田 智治君

防衛庁長官官房

西廣 整輝君

防衛庁防衛局長

長谷川 宏君

防衛庁教育訓練

松本 宗和君

局長

日吉 章君

防衛庁人事局長

山本 雅司君

防衛庁経理局長

友藤 一隆君

防衛庁装備局長

鈴木 果君

防衛施設庁施設

田部井博文君

部長

原 度君

防衛施設庁建設

事務局側

常任委員会専門

本日

の会議に付した案件

○防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付)

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付)

○委員長(名尾良孝君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
去る九月十一日、井上計君が委員を辞任され、その補欠として柳澤鍊造君が選任されました。

○委員長(名尾良孝君) 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。
○小野明君 前回、中期防達成時の能力あるいは限定的小規模侵略に対する自衛隊の能力評価の問題、さらに中期防における予算の問題について質問を申し上げておきましたが、昨日防衛庁から説明を受けまして、中期防並びに自衛隊の能力評価の問題については、不満ではありますが、やむを得ない点もあろうかと思ひまして、この点については了解をいたします。

ただ、防衛費の問題につきまして、長官、六十二年予算で、平和国家日本の最後のアカシとも言ふべき、防衛費の対GNP費一%枠を政府は破棄したわけですね。この一%枠にかわるものとして「今後の防衛力整備について」ということで閣議決定をいたしておるわけですが、これが歯どめにならないということは、これまでの国会論議で明らかになっておるわけでございます。この閣議決定では、十八兆四千億の整備計画の総額が歯どめである、このようにいたしておるわけですが、あわせて三木内閣が決定をいたしました一%枠の精神は尊重する、こういったことが弁明をされておるわけでございます。この精神を尊重するということは六十三年度予算編成ではどのような扱いを受けるか。そのときは長官は果たして在任されておられるかどうかかわりませんが、現在の長官として、この一%枠の問題について御所見をまず承ておきたいと思ひます。

○国務大臣(栗原祐幸君) 一%の問題につきましては、いろいろの解釈をされておられますけれども、私自身は防衛計画の大綱水準の達成を期するという中期防、これをやるためには第二年度分として昭和六十二年の予算を編成してきまして、どうしても後方その他を積み上げていくと一%を超えざるを得ない。一%という重みは承知しておりますけれども、同時に防衛計画の大綱の水準を達成するように継続的、計画的にやる、これも非常に重要なことでございますから、やむを得ず超えた段階において新しい歯どめというものを御決定を願ったわけでございます。

この新しい歯どめにつきましては、今俗に言う十八兆四千億、総額明示方式、昭和六十年年度価格、これは歯どめにならぬじゃないかと言われるが、私はそういう解釈ではなしに、十八兆四千億、六十年年度価格、そういうふうにはつきりしているじゃないか、ですから、これはもう明確な歯どめになり得ると思っております。ただ、年度年度の防衛費については、三木内閣のときの閣議決定の精神を尊重する。これはどういうことかという、節度ある防衛力を整備いたしますよ、一%の枠というものが一応なくなつたらどんどんどんどん防衛費を増強しますと、そんな大それたことは考えておりません、節度のある防衛力というものでいくんです、こういうことで閣議決定がなされたわけでございます。六十三年度の予算がどういうふうになるか、私の関知しないというんですか、私自身がこれに関知するということについては恐らくないと思ひます。ないと思ひますけれども、自民党内閣である限りその精神というものは守られて、節度のある防衛費というものが決定されるものと確信をしております。
○小野明君 十八兆四千億というのは上限です。これ、全体でならしめると一%枠は突破して

おるといふことなんで、各年度において策定されるわけでございますが、やはり三木内閣の精神は尊重すると、私は長官に年度の1%枠が守られるように御努力がいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(栗原祐幸君) 今申しましたように、防衛費というのは節度のある防衛費でなければならぬ。そういう意味合いでは、いつも1%を超えにやならぬとか、そういうような気持ちはございませぬ。ただ、1%の枠内で抑え込まなきゃならない、そういうようなことではいけないというところでございまして、そこら辺は自然体で、防衛計画の大綱の水準を達成するために本当に節度のある防衛力の整備をしておくというところでございまして、1%以内に抑えとあるのは1%を超えなきゃならぬとか、そういうものではないと考えております。

○小野明君 これ以上お尋ねをいたしても繰り返すことになると思いますが、ぜひ1%枠を突破しないように、これは中国を初め近隣諸国からの強い要望もございまして、その辺も十分配慮していただいて、1%枠内におさまるように御努力がいただきたいというのを申し上げたいと思います。

次に、防衛計画の大綱では、第一に、あくまでも均衡のとれた防衛力の構築というのを目指しておるわけですね。第二には、緊張時あるいは有事に際しては新たな防衛力の態勢への移行を行える、いわゆる基盤的な防衛力を築こうとされておるわけでありまして、しかし、この移行に当たっては、実際問題として相当の長時間を要するのではないかと。仮にそれがおくれた場合は、侵略に対して有効に対処し得ない。このリスクは政治が負うべきだと、このように説明をされておるわけですが、大綱で、このリスクを生じさせないために、軍縮あるいは軍備管理等の政治努力が必要であることは言うまでもありませんけれども、しかし、歴代政府はこの努力をしないままに、そのリスクを強力な兵器で埋めようとしておるのではないかと。その結果、大綱をはみ出した装備体系あるいは構想を

超える防衛力を持つことを進めてきたのではないかと。政治の努力としてシビリアンコントロールといいますが、政治が軍事に優先をする、統制をするわけでございますから、長官はどうお考えでしょうか。

○政府委員(西廣隆雄君) まず、大綱で定めておられます基盤的なもの、いわゆる情勢に重要な変化が生じた場合に対応し得る基盤的なものでなくちゃいかぬという点について、若干事務的な御説明を申し上げたいと思いますが、御承知のように、大綱というのは当時の国際情勢に対する基本的な認識、つまり東西の軍事バランスというものがあつた程度で、直ちに軍事力をもつて現状を変更するといったような風潮にないというふうなことを中心にした情勢認識というものを前提として、平時持つべきものとして大綱の水準というものは定めてあるわけでありまして、しかも、これは御承知のように、小規模、限定的な事態に対応するものであるというところであります。この前提となる情勢に重要な変化が生じた場合というところでありまして、必ずしも直ちに侵略が行われた場合という意味ではこれはございませぬ。そういう基本的な国際情勢の枠組みというものが変わってきたときに、それに対応して何らかの新しい態勢に移らねばならぬ、そういった際にできるだけ円滑に移り得るような基盤を持つていなくちゃいけないというふうにお考えいただきたいと思ひます。

そこで、ここで期待されているものとしてしましては、大綱にもある書かれておりますように、やはり機能的にそれぞれの必要なものが取りそろえてあるとか、あるいは先生の言われた均衡のとれたものであるとか、そういったことが必要でありまして同時に、でき得れば、今回予備自衛官制度等でお願ひをしておりますけれども、有事態勢なりあるいはどうしても国際情勢上緊急にある程度の防衛力の規模を拡大しなくちゃいかぬという際に、応じ得る最低の条件というものをある程度具備したものにしておく必要がある。あるいは航空

機等でありましたら、現在まだその種の配慮はなされておられませんけれども、常に航空機と人間というものを両者を取りそろえて整備しておくということはなかなか困難でありますけれども、最も時間のかかるのはパイロットの養成であります。そういう意味で、パイロットについてはある程度の余裕を持つておく。航空機についてはぎりぎりのものであつても、パイロットについては少し余裕を持つておくとか、その種の各種の配慮というものを加えておく必要があるというふうに考えておる次第であります。

なお、先生御指摘のように、そういった情勢の変化という基本的な変化というものは、いかにそのいつた国際情勢というものを先見的に洞察するかということが非常に重要でありまして、その点についてはまさに政治の責任と申しますが、政治がいかに判断するかということに非常に大きな分野がかかわつておられますし、おっしゃるとおり、そういった悪い方への重大な変化が起きないように、日々あるいは軍縮なり軍備管理ということに努力されることはもう当然のことであるというふうにと私は私どもは考えておる次第であります。

○小野明君 長官、今米ソ外相会談が行われて軍縮への努力が行われているわけですね。これらを考えますと、やはり日本の防衛力も強力な兵器でこのリスクに対応するというのはなくて、平時から政治の努力として軍縮あるいは周辺諸国との緊張緩和といひますか、日本のあり方としては私は周辺諸国の脅威を強調するのでなくて、やはり日本が防衛の面においても理解されるといひますか、近隣諸国から尊敬と感謝をもつて日本が評価される、こういう政治努力が私は常々政治家の責務としてなければならぬじゃないか、そういうことを申し上げたかったわけですが、長官、いかがでしょうか。

○国務大臣(栗原祐幸君) 小野さんのお考えは私もよく理解できます。私はいつも言うんですけれども、防衛庁長官というのは非常にこれはもう厳しい立場だと思ふんです。我が国の平和と安全を保

つためには、やはり必要最小限度の防衛力は確保しなきゃならぬ。しかし、同時に他国から無用な誤解を受けるようなことがあつてはならない。そういうような意味合いからいいますと、どこら辺が一番適正水準であるかということも常々考へておるわけですね。軍縮とか平和という問題については私も政治家として重大な関心を持ち、ワインバーガー長官と話をするときにも、むしろ防衛問題に入る前に、今までの例で言いますと、世界の平和、軍縮の問題から話をしていると、これは形の上だけで、何だそんなものは見せかけだといふようなことを言う人があるかもしれないけれども、私はそういうつもりじゃないんです。いつも謙虚な気持ちで平和、軍縮ということを考えなきゃならぬ。そういう点については人後に落ちないと考えております。

ただ、今申しましたとおり、やはり必要最小限度のものだけは確保していかなくちゃならない。その必要最小限度のものを確保するということはどこに準拠するかということ、それはやはり防衛計画の大綱水準というところで来ているわけですね、これは。どうも一部の方々が装備体系が新たななる、あるいは装備品がどんどんどんどんよくなる、そうするとこれは軍事大国になるんじゃないか、これは防衛計画の大綱を逸脱するんじゃないか、そういうふうにならざるを得ない、私はある程度、いわゆる脅威を別に強調するわけじゃないけれども、周辺の諸国のいろいろの軍事情勢あるいは装備、そういったものについてはこれを常に念頭に置きながら、ある程度のはこれはしなきゃならぬと思ふんです。非常に古臭いものを持つてこれだとして、これによって脅威を強調しないんだというやり方では、一たん何かあつたときにこれは全く国民に対して取り返しのつかないことになる。そういう意味合いでは、脅威を強調するわけじゃないけれども、周辺諸国のいろいろの動きあるいは軍事技術の進歩、装備の改善等についてもそれなりの配慮をすべきである、そういう意味合いで防衛計画の大綱の別表とあわせ

て私どもは節度ある防衛努力をしなきゃならぬ、こう考えております。

○小野明君 次に進みますが、日米防衛協力のための指針、いわゆるガイドラインの問題ですが、この第一、第二項関連の日米共同作戦計画研究は、一つの想定といえますか、設想といえますか、これを設けて、そこにおける侵略に日米がいかに共同対処するかという研究であるとされております。防衛庁はこのシナリオは事柄の性質上公表できない、このようにされておるようでありますが、国民は自衛隊が国民を脅威から守るという名目のために血税を払って自衛隊を維持することを強いられておるわけでございますから、自衛隊がいかなる脅威にどのように対処するかというのを知る権利があると思います。これには限界があるかと思いますが、知る権利があるかと思っております。そこで、政府はシナリオの骨子だけでも公表する義務があるのではないかと私は考えますので、五十九年末にまとまった日米間で署名をされた共同作戦計画研究のシナリオをひとつここで示していただけないか。

○政府委員(西廣整輝君) 我が国に對します起り得べき可能性のある侵略の態様というのは、まさに国際環境等によつて千差万別であらうと思ひます。そこで、このガイドラインに基づきます共同作戦計画の研究と申しますのは、日米の整合のとれた日本防衛のための作戦を実施するために、これをいかに円滑にあるいは効果的に実施するかという目的のために研究されたものであります。まさに先生がおっしゃるとおり、どういうシナリオと申しますか想定で研究をしたかということをお申上げますと、我が方の能力なりあるいは米側の来援の状況なりというものが具体的に出現してしまうということで大変やまいが悪い、お答えしにくいわけでありますが、強いて申し上げれば、この一つの想定といふのはいわゆる波及型ではない。波及型と申しますのは、例えばかなりの大規模な戦争がどこかの地域で行われておる、それが波及してくる、あるいは日本周辺の日本以外の地域で

戦闘が行われておつて、それが日本にまで及んでくるという波及型のものではなくて、そういう状況はないという前提で日本に對して直接的な侵略が起きたという状況を想定したものであるということをお申上げたいと思ひます。したがういまして、第三国を経由してとか、あるいは第三国から事がだんだん広がつてきたというものではない状況、日本に對する直接的な侵略に對してアメリカとしてはだから日本だけとの共同対処を考えればいい、第三国に對しての支援等を余り考慮しないという状況に對しての日本侵略事態、その際に日米がいかに対応できるかという研究であるということをお申上げたいと思ひます。

○小野明君 もう既に五十九年末にこれは日米間で署名をされておるものです。そのシナリオといふのは今のお話では説明されておらないように思ひますが、このシナリオだけでも示していただけないか。

○政府委員(西廣整輝君) シナリオと言われましてもちよつと、いわゆる物語ではございせんので、日本に對して直接侵略があるわけでございせんから、相手方としては、当然のことながら、まず航空攻撃等が先行する、あるいは周辺の海域等における船舶の破壊等が行われておる、そういう状況から逐次エスカレートしてきて、最終的には日本に上陸侵攻が行われるという性格のものであるといふふうに御理解いただきたいと思ひます。

○小野明君 私が聞くところによりますと、最初五十九年末にできたシナリオがこれは既に終わりました、新たなシナリオに基づく研究を準備しておる、こういうふうにも言われておるわけですが、今回のシナリオと以前のシナリオとはどう違うんですか。

○政府委員(西廣整輝君) 現在日米間で行われておりますのは、五十九年当時のシナリオ、それに基づいて研究の補修正といひますか、そういうことが引き続いて行われております。相手方の力といふものも変わつてまいりますし、若干の侵攻状況のバリエーション等を加えた研究を引き続き

やつておるわけですが、新たな研究を行おうということではいろいろ米側と現在話をいたしております。これは、どちらかといひますと米側の方の見として、日本だけが侵襲されておるアメリカがある意味ではかなり余裕がある状況とばかりは限らない、そういう状況であるとアメリカ側が早期に支援できる兵力量といふものについては制約を受けざるを得ない、そういう制約条件下での研究といふものをおやつてみたいといふような希望がありまして、そのためにはどういふ研究がいいかということでは、現在いろいろな場で協議中でございます。

○小野明君 どうも的確な説明がなくて私ども納得がいかなるわけですが、そのシナリオといふのはかなり一般的な作戦計画であるのか、それとも即実戦に適用できるレベルの性格のものなのか、そのいずれでしょうか。

○政府委員(西廣整輝君) 作戦計画でございまして、ちよつと例えがどうか問題があるかもしれませんが、例えば各種の団体球技等ですとフォーメーションみたいなものがございまして、一つの攻め方に対してどう対応するかといふのがございまして、そういう意味で言へばかなり具体的な一つのケースについてのものである。しかしながら、それができるだけの場合に適用できるようなその状況自体は、一般的といひますか最もあり得べき形であらう、通常とられるであらうといふものを中心にやられておるというふうにお考えいただきたいと思ひます。

○小野明君 その点もどうも的確な御説明がないんですが、一般的に言う作戦計画であるのか、即それが実戦に適用できるレベルのものであるのか、あるいはもう一ランク下の実戦計画をつくつて初めて具体的な共同対処の際に使えるものであるかどうか、その点をひとつ説明をいただきたい。

○政府委員(西廣整輝君) ただいまの御質問が、仮に戦闘部隊そのものが直ちに戦闘のための計画として使えるものかということになりますと、そうではございません。というよりも、ある規模の

侵略が日本に對して行われた場合に、米側の支援等がどの時点でどのくらい来るであらうかということ、そういうことも前提にしながら、まず自衛隊としては当初自衛隊だけでほとんど防衛戦闘することになるわけですが、その際にはどういふ対応の仕方が最も合理的であるか、さらに米軍が逐次来援する段階でどういふ防衛行動をとるのが最も効果的かつこちらの被害の少ないやり方であるかといったような研究でございまして、一つ一つの部隊の作戦に直ちにそれが適用できるというものではございません。

○小野明君 このガイドラインは、日本有事、つまり安保条約五条事態における日米共同対処のためのものなんですね。そこで、日本有事の際に米軍が来援するにしても、米軍の兵員はともかくとして、装備、特に重装備の持ち込みは時間を要するものと思われませんか。それを解決するためには、米軍装備の日本国内への事前集積、これが不可欠であるとも言われておりますけれども、この点についてはどうお考えですか。

○政府委員(西廣整輝君) 御指摘のように、米軍が来援する場合、特に陸上部隊等について申しますれば、重装備といふものが事前に集積されておる、いわゆるボンカスといふことが行われておれば、兵員を中心にして来援すれば直ちに相當の部隊が編成できるということで、米側の来援の期間を短縮しかつ効果的な支援を受けるためには、私は事前集積といふのは非常に効果的な方法であらうといふふうに考えております。

ただ、御承知のように、そういう事前集積をいたすということは装備の二重集積が必要である。来援する部隊、人員等はやはり本国においてそれなりの装備で訓練をしていくとちやいけなない。一方、日ごろ訓練に使わない装備といふものが前方に集積をされていくとちやいけなないといふことで二重集積が必要になりますので、相當な金のかかる話であります。そこで、米側としてどういふ優先順位で事前集積をするかといふのはおのずから計画があるようではございますが、日本防衛、日米

安保の有効な状態を維持するためには、ポンカスというものが我々としては非常に望んでおるところであるというところは申し上げたいと思います。

○小野明君 そうすると、局長ね、防衛庁としてはポンカスに取り組むということですか。

○政府委員(西廣整輝君) 先ほど申し上げたように、これはアメリカにとって非常に大きな経済負担を及ぼす問題でありますので、我々としてはそういうものがあればよいという期待は非常に持っておりますけれども、我が方から積極的に置いてくださいと言ふ立場には現在のところないというようにお考えいただきたいと思ひます。

○小野明君 そういうお考えであれば、これは実際のところこのポンカスを維持するのに費用がかかるのか、あるいは用地や施設が求められない、こういう点に問題があるのか、いづれなんでしょう。

○政府委員(西廣整輝君) ポンカスについての費用等私どもまだ十分分析しておりませんけれども、それを集積しておく場所であるとか、それを管理する費用というのは比較的少ないのではないかと、やはり何となくも装備そのものを調達するといひますか、買う費用が非常に高いということであらうと思ひます。したがって、ポンカスを仮に実施するとなれば、二重装備をする米側の負担といふものが非常に大きい。それをやってくれるかどうかといふことがやはり決め手だろうと思っております。

○小野明君 今のところこのポンカスは正式には行われていない、こういうことだと思ひますが、米軍の相模補給廠には事実上かなりの装備が集積されておると聞いております。この点はいかがですか。

○政府委員(西廣整輝君) 相模補給廠はいわゆる補給なり整備の施設でありまして、それなりのランニングストックといひますか、補給のためのストック、そういうものはあろうかと思ひますが、ポンカスといふのはそういう性格のものではございませんで、一個師団なら一個師団といふものの

正規編成に必要なものがその編成どおり取りそろえてある、したがって人が来ればそれで直ちに一個師団が編成できるというたぐいのものでありまして、例えば相模のようにある種の車両ならその補給予備だけはあつたというふうな形のものとは、性格がかなり違ふものであらうというように考えております。

○小野明君 次の問題に進みますが、このガイドラインの第一、第二項関連の日本有事に関する共同作戦計画研究として、五十八年からシーレーンの防衛共同研究が着手をされておりました。このシーレーンの防衛共同研究が昨年暮れに終わつてゐるはずであります。そこで、この研究の結果、防衛計画の大綱の別表の防衛力に対処可能という結論が出たんでしょうか、いかがでしょうか。

○政府委員(西廣整輝君) このシーレーン防衛研究と申しますのは、大綱水準が達成された段階における大綱水準レベルの防衛力でシーレーン防衛をやつたらどうかという研究を行つたものでございまして、この研究を始めた当時も既に持つことが決まつておる防衛力、つまり五十八年予算までで決められておる防衛力といふものができ上がった時点、航空機なり船なりは三、四年で就役してまいります。その就役段階、つまり六十二年ないし三年ごろは出そろつてまいらるわけでありまして、その段階における力でのシーレーン防衛がどの程度できるかといふことで、前提としました防衛力といふものが既に持つておる防衛力といふことで研究をいたしております。したがって、これで大綱が満杯といひますか、大綱水準に達した段階でどうかといふことについては、必ずしも明確な答えは出てこなかつたということでございます。

○小野明君 もう一度その辺を、この共同研究は大綱の別表の防衛力に対処が可能であるという結論が出たのかどうか、その辺をもう一度御説明いただきたいと思います。

○政府委員(西廣整輝君) ちょっと繰り返すようになりますが、大綱の兵力よりかなり下回つて

おる、五十八年時点でも既に持つことが決まつておる防衛力で研究いたしました。大綱でどうかという判定をするための研究じゃございせんか。その種の判定はできなかった。というよりも、五十八年当時も既に整備が決まつておる防衛力、それによつて一つのケースについて検討した結果、問題点なりあるいはなるほどこれはこの辺でいけそうだなとかいふ見通しが立つたということでございます。

○小野明君 どうも私も防衛計画の大綱といふものが頭にあるわけですね。この共同研究といふのは、大綱並びに別表といふのが頭になきやならぬはずだと思ふんですね。それが基礎になきやならぬ。ところが、五十八年のこの共同研究がされても終わつてゐるわけですから、大綱及びこの別表の範囲内でおさまるかどうか、その辺をひとつ尋ねておるわけですね。どうも明らかでないんですが。

○政府委員(西廣整輝君) 御質問の意味は十分私理解しております。繰り返すように、恐縮でございますが、日米のこのガイドライン等に基づく研究と申しますのは、日米が実際に日本に對して侵襲があつた場合にどう対応するかといふ問題を研究いたしております。まだない防衛力を当てにしてそういう計画なり研究はできませんので、既に現在も持つておる防衛力、そういうものの前提にして研究いたしております。たゞ、先生の御質問に的確にお答えできないということでありまして、御了解いただきたいと思ひます。

○小野明君 私は今の御説明でもどうもよくわからぬのですが、もし今の大綱及び別表の範囲内で不可能である、こういう結論が出たとするならば、シーレーン研究、ガイドラインの研究の前提としておる立法、予算、行政上の措置を義務づけない、こういうふうになつておると思ふので、これが崩れてしまふのではないかと心配を持つておるわけですね。そこで、お尋ねをしておるわけですね。

○政府委員(西廣整輝君) その不可能であるといふような、不可能か可能かといふ検討をしたわけ

ではございせんか、現にもう既に整備されることが確定してゐる、これは大綱水準よりかなり下のものではないかと思ひますが、それでシーレーンを攻撃された場合、その防衛行動をした場合にどの程度の被害が出るものであるかといふことが研究されたということでありまして、したがって、いづれにしても戦闘状態でありまして、被害が絶無といふことはあり得ないわけではございまして、そのときの被害がどの程度であつたかといふことについての研究ができた、あるいはその被害の内容がどういふ攻撃に對して比較的脆弱であり多くの被害が出たかとか、そういう研究ができたということでありまして。

○小野明君 私の質問の仕方が悪いのか、どうも私にはその辺が理解ができません。ですが、この前提になるのは大綱の別表の枠内をはみ出しておるかどうか、その水準以下である、別表の水準以下であるといふ今説明がありましたが、そのように理解してよろしいんですか。

○政府委員(西廣整輝君) おっしゃるとおり、現在防衛庁は大綱の水準を達成すべく努力しておる最中でございまして、このシーレーン防衛研究といふのは、その研究に着手した当時、つまり五十八年度の防衛力、それでどの程度のシーレーン防衛能力を持つておるかといふことの研究でございまして、その前提となつた防衛力といふものは大綱水準をかなり下回つた数字でやつておるということでございます。

○小野明君 今の御説明なら、もっとどうして早く言えなかつたかと思ふんですが。

あわせてお尋ねいたしますが、この第一、第二項関連で実施をされておるというインテロオペラビリティーですね、研究の進捗状況はどうなつておりますでしょうか。

○政府委員(西廣整輝君) インテロオペラビリティーと申しますと、非常に多くの分野があります。要は、単純なことを申し上げますと、日米がまず言葉が通じなくちゃいけない、お互いにそういう勉強をしなくちゃいけないということから

始まりまして、もう一つの例えは通信なり連絡というものについて言えば、それぞれのしきたりを日米が持っておるわけでありまして。そういったことについてお互いに理解するなり、あるいはできるものなら共通化する、同じ言い方をすると、たまたまの書式についても調整をしなくちゃいけない、そういった問題があります。

さらに、例えばハードアイテム等について言えば、通信等でお互いに相互連絡のためのキーになるものについては周波数をそろえようとか、そういった問題があります。さらに言いますれば、整備、補給等のより容易性ということを考えますと、できれば整備品等の共通性、そういったものを追求していかなくちゃいかぬ。そういったことで、インターオペラビリティという内容には非常に多くのものが含まれておるわけでございまして、現在のところ、私どもはやはり運用の中心になる通信連絡、そういったものについてできるだけ相互の間で円滑な連絡等ができるようにするためには何をすべきかということをお勉強しておる状況であります。

○小野明君 まあ通信というところが主に説明がありましたが、私は強力な立場にある米軍の整備、あるいは運用思想、これを中心にインターオペラビリティが進められて、日本がそれに従属あるいは同化される危険はないのかという点をお尋ねいたします。

○政府委員(西廣整輝君) 整備、今のハードアイテムのお話でございまして、先ほど言えども、先ほど申し上げたように、仮に共通の整備、同じ整備を使っておるということになりますと、整備なり補給面あるいは各種の部品等の互換性、そういった点で有利な点があることは当然であろうと思ひます。と同時に、例えば陸上装備等について言えば、やはり日本の地理的条件その他独自性というものがございまして、自衛隊のように国土防衛というものを主体に考えておるところであります。やはり日本の防衛に最も適した整備ということになるとおのずからそれなりの特色のあるもの

も必要であるということ、必ずしも同じものであればいいということではありませんので、その辺が今後いわゆる整備品等、ハードについてのインターオペラビリティを考える際の重要な指標であろうかというように考えております。

○小野明君 米軍に従属されていくインターオペラビリティではないのかという懸念がござい

そこで、長官、どうも私はこのFSXの問題を見ておりますと、インターオペラビリティという名のもとに、アメリカからの購入あるいは共同研究についてアメリカからの圧力が非常に強い、我が国が押し切られるのではないかと感じがするわけですね。このインターオペラビリティの研究もやはり日本がアメリカに従属、同化されるという懸念があるんですが、長官いかがでしょうか。

○国務大臣(栗原祐幸君) FSXについてワインバーガー長官と私が話したときに、ワインバーガー長官の方から、米機を基本としてそれに日本の技術を交えてひとつ研究してみてくれないうという話があったんです。それはわかりましたと、研究しようと言ったんです。ただ、そのときに私が同時に言ったことはどういふことかという点、私はアメリカの航空機を買入れるということとに興味はございせん。それと同時に、何でもかんでも日本で自主開発をしなきゃならぬ、そういうことに固執しているものでもない。問題は、アメリカの技術と日本の技術、これをどううまく融合し調整していくか、そしてそれぞれの国の利益のために使うか、これは単にFSXだけの問題じゃなくて、これからの日本のハイテクあるいはアメリカのハイテクということを考えてみた場合に、両方の技術をどう調和するか、これは従属でも何でもなし、そういうふうな調整していくかということがこれからの大きな課題じゃないかという話をしているんです。ワインバーガー長官も、それはそのとおりですね、こう言っているわけですね。この私の考え方には今もって変わり

ございせん。

○小野明君 次にガイドラインの第一項及び第二項関連の研究の中で、共同作戦計画あるいはインターオペラビリティ研究以外に七点あるんですが、一つは作戦上必要な共通の実施要領、二番目に調整機関のあり方、三番目に作戦準備の段階区分と共通の基準、第四点として作戦運用上の手続、五番目に指揮及び連絡の実施に必要な通信電子活動に相互に必要事項、六番目に情報交換に関する事項、七番目に補給、輸送、整備、施設等の後方支援に関する事項、こういった七項目の具体的な研究状況、この内容についていかが相なっておるか説明をしてほしい。

○政府委員(西廣整輝君) また個々にお尋ねがあればあれでございまして、正直申し上げて、現在のところ、この先生今お挙げになりました各項目、これらにつきましては逐次研究をするということになっておりますが、実態的には研究が余り進んでおらない、具体的成果について現在申し上げられるような状況が全くないということでありま

○小野明君 そうすると、具体的な研究のこの七項目については結果はまだ出ていないということでございますか。

○政府委員(西廣整輝君) 共同作戦計画については、先般来お話が出ておりますように、一つの研究が一応終わったと。それから、インターオペラビリティの中の、先ほど申し上げたように、連絡通信等については、具体的に今協議が始まっておるという状況でございまして、それ以外の問題、例えば調整機関のあり方であるとか、共通の実施要領その他もろもろの件については、ほとんどまだ検討が始まっていないという状況であります。

○小野明君 時間もまだん迫してまいっておりますので、FSXの問題について長官にお尋ねしたいんですが、現在FSXの問題をめぐる日米間で大きな問題になっておるようですね。大臣もこの前選挙区に帰られて、その考え方を講演会で皆さんに説明されたというのを記事で拝見

いたしました。

ところで、去る十一日に三菱重工など民間企業合同でつくっております研究会、これが米軍機を基本とした日米共同開発に関する報告書をまとめた、こう言われております。これによりまして、FA18の改造型が比較的高く評価されておるもの、生産コストが防衛庁が上限としておる二千億円を超える、二千六百億円ぐらいだと、このように報道されておるわけですね。十月初旬の防衛庁長官の訪米で最終調整に入ると言われておるんですが、現状はどうなっておるんでしょうか。

○政府委員(西廣整輝君) このFSXの問題につきましては、庁内に検討のための委員会を設けまして、全庁的な検討をもう過去数カ月続けておる、ところでありまして。一方、今先生のお話のように、かねて民間レベルでもそういったグループができてまして、これは航空機生産にかかわる問題で、我々の知識の乏しい点もありますので、民間同士での話し合いも逐次行なうということで、先般そういったチームが米国に出かけて調査をしたわけ

あります。そして、仮に米機をベースにして日本の技術を盛り込むとすればどういふことができるだろうかということをお互いに協議をして、そして、それぞれについて、これはF15、F16、F18という三種については、仮にやるとすればこういうケースがあるのではないかというそれぞれのケース、やり方についての想定といふか、ある程度の取り決めというお互いの申し合わせをして、それでやるとすればこのくらいお金がかかる、こういった程度の性能が出るのではないかと。こういったことをやるといふ、実は先週末にその概略の報告があり、かつ細部の説明が現在先ほど申し上げた我が方の検討委員会のメンバーに対して行われておるところであります。したがって、まだその内容等十分私は把握はいたしておりませんが、いずれにしても、それは一つの民間同士で話し合ったケースについての検討内容でございまして、我々としてはそれを十分参考にはいたしますけれ

ども、それ自身が我々がこれから決めようとして
いる方法そのものではないということ、まず御
理解いただきたいと思ひます。

今後の段取りといたしましては、先ほど来申し
上げております検討委員会、そういった民間か
ら提出された資料等も参考にしながら、我が方
の運用上というものがいいか、さらには航空技術
の継承といったことも含めてどういう選択が最も
いいものであるかという検討をして、最終的には
安全保障会議等にも諮りをして決めたいという
ように考えております。その間、防衛庁長官が現
在アメリカから招請を受けておりますので、お出
かけになる時期があるかと思ひますが、これは
決してアメリカに相談をしてアメリカの意見を聞
きながら決める、オーケーをとって決めるとい
うものではないと、日本が自主的に決めるべ
きものだと私は考えております。ただ、当然
のことながら、アメリカの考えというものが十分
打診をしてみても、そういったことを踏まえて我
々が決定すべきものであるというように考えてお
りますので、直ちにアメリカに行つてそこで向こう
とネゴをして決めるのか、そういう性格のもの
ではないということをお理解いただきたいと思ひま
す。

○小野明君 FSXにつきましては、防衛庁とし
ては当初は自主開発をしたい、こういう立場のよ
うに何つておたつたわけです。そこで、自主開発を
する場合に、軍事面あるいは技術面、財政面、経済
面から見てそのメリットにはどういったものがある
んでしようか。

○政府委員(西廣登輝君) 私からすべてをお答え
申し上げるのが適當かどうかはわかりませんが、防
衛庁として自主開発といふことは、自分だけで開
発をするという考えを現在まで決めたことはござ
いません。もちろん、自主開発するならばどうい
うことになるかということについては、我々検討
の対象として十分今これを組上にのせておるわけ
であります。

まず、自主開発といふことは、日本が中心に

なつて新しいものをつくるという点で最もいい点
といひますれば、それは日本側独自の要求、それ
に合わせたものをつくることのできる。つまり、
自分がつくりたいものにできるだけ近いもの、余
分なものがない、あるいは足りないものがない、
そういったものができるという利点があるかと思
ひます。さらに言えば、航空機については近年
航空技術というものが進んできておるわけであ
る。その研究というものが進んでおるわけであ
ります。そういったものを何十年に一度か集大成し
てみる、そして完成機をつくつてみるということ
は、航空技術の進展なり継承という点では非常な
大きな意味があるというように考えております。

○小野明君 長官、FSXについてはアメリカが
強力に米國製の既存機の輸入あるいはアメリカと
の共同開発について、プレッシャーをかけてきて
おると伝えられております。アメリカの要求をの
んだ場合、軍事面、技術面、財政、経済面——これ
は一兆円もの買ひ物と言われております。こうい
つた三つの側面にどのような影響がございましょ
うか。

○政府委員(西廣登輝君) 直接的なお答えになる
かどうかはわかりませんが、まず米側の航空機とい
うものを母体にする、あるいはそれをそのまま
利用するということがなれば、まず考えられます
のは、通常は航空機の生産というものはやはり何機
つくるかということによつて値段が違つてまいり
ます。大量生産しているものはそれに安さがあ
る。あるいは、現にあるものを改良するといふ
ことになり、新規に開発するものに比べれば
はるかに不確定要素が少ないということがあ
るかと思ひます。それと同時に、先ほど来イン
ターオペラビリティの話が出ておりますが、米
側と比較的に近いものを使つておれば、例えば整備
なり補給について互換性があるという有利さもこ
ざいます。さらに言えば、先ほど情勢の重大な
変化に依つての対応と申し上げましたが、こちら
がパイロットをさへ持つておれば、アメリカから航
空機を購入するなりあるいは供与を受ければ、直

ちにある程度のエクスパンドといひますが、増勢
は可能であるといつたような利点は当然あるか
と思ひます。そういったことも含めまして、國産
で、國産でいくべきかあるいは外國機を導入すべ
きか、両方のいい点をとり合つていけば混血みた
いなものがあるか、いろいろな考え方が出てお
るわけでございます。

○小野明君 FSX問題で長官が十月初旬に訪米
されて交渉されるというお話を承つております
が、長官の訪米でこのFSXの問題は決着をつけ
られるおつもりであるかどうか、何つておきたい
と思ひます。

○國務大臣(栗原祐幸君) 私はFSXの決着のた
めに別に行くわけじゃない。向こうから再三お
いでいただきたいという要請もございまして、ま
あ私も参らうということにしたわけでございます
が、今時期が時期ですから、ASWの問題、対潜能
力の問題、作戦の問題、それとFSXの問題は当
然出てくると思ひます。それにつきましては、
私どもの考えているところを率直に向こうに話
したいと思つております。それで、少なくともわ
ゆる私の三原則では米國防總省の理解を得ること
ということになっていきますから、そこで理解が得
られるかどうかというのがポイントになると思ひ
ます。そして、これは了解を求めるとか承諾を
してもらつたという問題じゃなく、我々はさうい
う考え方でさういふことを向こうに話をして、向
こうの感觸というのが大体わかると思ひます。わ
な。それから後、それに依つて日本國內でどう
するかという問題にならうかと思ひます。これが私
の今の率直な感觸であります。

○小野明君 私は、今度の訪米で長官がこのFS
Xの問題については、さういふ問題はもちろ
ん想定されておると思ひますが、決着をつけるお考
えであるかどうか、ひとつお聞かせいただきたい
んです。

○國務大臣(栗原祐幸君) 決着という言葉の意味
するものが、向こうへ行つてこれでやりますぞと、
向こうが何と言おうともやりますぞと言つて帰つ

てくるのも一つの決着でしょうが、さういふ乱暴
なことはすべきでないと思ひます。それは、で
すから、よく話をすることです。

○小野明君 まだ質問はございしますが、約束の時
間でございますので、この辺で私の質問は一応終
わりたと思ひます。

○委員長(名尾良孝君) 午前の質疑はこの程度と
し、暫時休憩いたします。
午後零時二分休憩
(休憩後開會に至らなかつた)

九月十日予備審査のため、本委員会に左の案件が
付託された。
一、台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔
慰金等に関する法律案(衆)

台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰
金等に関する法律案
台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔
慰金等に関する法律

(この法律の趣旨)
第一条 この法律は、人道的精神に基づき、台湾
住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に
関し必要な事項を定めるものとする。

(弔慰金又は見舞金)
第二条 政府は、台湾住民である日本の旧軍人若
しくは旧軍属であつた戦没者等の遺族又は台湾
住民である日本の旧軍人若しくは旧軍属であつ
た戦傷病者で著しく重度の障害の状態にあるも
の若しくはその遺族に対する弔慰金又は見舞金
を支給するため、昭和六十三年からできるだ
け速やかに必要な財政上の措置を講ずるもの
とする。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令
で定める。
第三条 前条第一項の規定により講ぜられた措置
に基づき、日本赤十字社は、台湾にある救護及
び社会奉仕を業務とする機関を通じて同項の弔

慰金又は見舞金を支給するものとする。

(弔慰金及び見舞金の支給に関する取決め)

第四条 日本赤十字社は、前条に規定する機関と
第二条第一項の弔慰金及び見舞金の支給に關する
取決めを締結するものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、弔慰金及び見
舞金の支給に要する経費の額は現時点では未確定
であるが、その支給事務に要する経費は当面約四
千七百万円の見込みである。

九月十日日本委員会に左の案件が付託された。(予
備審査のための付託は同日)

一、台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔
慰金等に関する法律案(衆)

九月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、引揚者在外財産の補償の法的措置に関する
請願(第二〇五八号)

一、台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願
(第二〇五九号)(第二〇六〇号)

一、国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に關
する請願(第二〇九三三号)(第二〇九四号)

第二〇五八号 昭和六十二年九月九日受理

引揚者在外財産の補償の法的措置に関する請願
(二通)

請願者 岐阜県羽島郡川島町河田町四三七
ノ一 村瀬桂二 外百二十二名

紹介議員 杉山 令肇君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第二〇五九号 昭和六十二年九月九日受理

台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願

請願者 東京都品川区大井四ノ一二ノ一七
原多喜三 外九名

紹介議員 堀江 正夫君

この請願の趣旨は、第八八八号と同じである。

第二〇六〇号 昭和六十二年九月九日受理

台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願

請願者 東京都中野区江原町一ノ二九ノ三
鈴木邦子 外十九名

紹介議員 吉村 眞事君

この請願の趣旨は、第八八八号と同じである。

第二〇九三三号 昭和六十二年九月十日受理

国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請
願

請願者 北九州市門司区浜町三ノ二三全労
災門司支部内 横田治子 外五十
三名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第二〇九四号 昭和六十二年九月十日受理

国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請
願

請願者 福岡県嘉穂郡稲葉町岩崎二四五ノ
二 下田政行 外五十三名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

九月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に關
する請願(第二一三三三号)(第二一七二二号)(第
二一七三三号)

第二一三三三号 昭和六十二年九月十一日受理

国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請
願

請願者 埼玉県北本市宮内三ノ二四四 吉

本孝雄 外四百五十四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第二一七二二号 昭和六十二年九月十一日受理

国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請
願

請願者 福岡県大川市一木四三四県住四三
福岡県建設労働組合大川三瀬支部
内 香妻力 外四千六百六十四名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第二一七三三号 昭和六十二年九月十一日受理

国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請
願

請願者 北九州市戸畑区新池一ノ六ノ一九
全日本自由労働組合福岡県支部戸
畑分会内 嶋田弘子 外四千六百
十四名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

昭和六十二年九月二十六日印刷

昭和六十二年九月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P